

10年版 中小企業白書発表

政府は4月27日、「ピンチを乗り越えて」をサブタイトルとする10年版中小企業白書を閣議決定し、公表した。これは、中小企業基本法に基づき、政府が毎年国会に提出する年次報告で、中小企業基本法が制定された63年を初回として、今年で47回目となる。

第1部では、最近の中小企業の動向を概観するとともに、リーマン・ショック後の景気後退が我が国の中小企業に及ぼした影響について分析。続いて、白書の中心部分である第2部では、中小企業の更なる発展の方策として、「国内制約が高まる中で新たな展開」と「国外の成長機会の取り込み」についての分析が行われている。この中で注目したいのは、中小企業の成長機会として、更なる「国際化」を挙げている点である。アジアを中心に増大する需要の取り込みに向け、海外展開に意識を向けることの重要性を政府はあらためて強調している。

以下、10年版白書の概要―。

■ 中小企業の更なる発展の方策

□ 国内制約が高まる中で新たな展開

(1) 密度が低下する中小企業製造業集積の維持・発展

我が国有数の中小製造業集積（東京都大田区と静岡県浜松市、東大阪市）をそれぞれ分析した結果、いずれも事業所数及び従業員数が急激に減少、製造業の弱体化が懸念される。

集積内の企業の中には、製造業の根幹を支える技術や工程を有し、域外から受注した仕事を域内の企業に回すなど、集積を維持・発展させる上でハブ的な役割を担っている企業が存在する。

我が国の競争力を高めることに貢献してきたこうした企業が、自らの強みを最大限発揮できる環境を集積内に維持することこそ、製造業の発展、集積の維持・発展にとって不可欠である。

(2) 環境・エネルギー制約への対応

地球温暖化問題への対応の重要性が増していく中、中小企業における省エネ推進、温室効果ガスの排出量削減は今後ますます求めら

れるものと考えられる。

白書では今回初めて、中小企業のエネルギー起源二酸化炭素排出量を、国内のエネルギー起源二酸化炭素排出量の12%を占めると推計した。

一方、中小製造業のエネルギー効率を見てみると、90年から04年まではほぼ横ばいで推移しており、05年以降は改善傾向が見られるものの、大企業ほどの改善は見られないとして、今後一層の改善の余地があるとしている。

中小企業の省エネへの取組としては、例えば、空室時の消灯の徹底など、「運用による省エネ」には従業員規模にかかわらず99%以上のほとんどの事業所が取り組んでいるのに対し、高効率な設備機器や制御装置の導入といった「投資による省エネ」への取組は、運用による省エネに比べて進んでおらず、投資負担がネックとなっており、投資負担が及ぶか懸念されている。

一方で、投資による省エネへの取組意向についての調査では、「分らない」という回答が事業所の規模にかかわらず4割以上を占める結果ともなっており、中小企業が省エネに取り組む上での主な課

題は、単に資金的な問題だけでなく、省エネの情報・知識の不足が大きいことも明らかとなった。

政府では、中小企業の省エネに対して、補助金や税制による支援を行っており、国内クレジット制度やESCO (Energy Service Company) 事業などの仕組みも用意している。中小企業は、国等の省エネ支援策を活用し、排出量削減など、その省エネ効果を確実なものとしていく必要がある。

また、温暖化対策は、一般的に制約強化によるリスクとしてイメージされがちだが、これを環境分野におけるビジネスチャンスと捉えることで、独自の技術開発に挑み、「中小企業発」のグリーン・イノベーションを展開していくことが重要である。

(3) 少子高齢化時代の新事業展開

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少及びその高齢化は、中小企業において、若年層の採用難や従業員の高齢化等といった雇用問題の深刻化、或いは、事業承継や技能承継の困難化による経営資源の散逸等が懸念される。

したがって、中小企業が持続的

な発展を遂げていくためには、女性や高齢者、非正社員の活用など、多様な人材を活用していくことが不可欠である。

中小企業における仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れた職場環境は、多様な属性を持つ人材の活用を可能とし、従業員の貢献意欲のみならず、定着率や生産性にもプラスの効果をもたらす。また、企業の競争力を高め得る。

また、少子高齢化による高齢者数の増加に伴い、医療・介護分野における需要増加が見込まれ、必要な仕事に必要な人材が就くための環境づくりを進めていくとともに、最先端の医療技術や健康食品の開発を行うなど、ライフ・イノベーションを推進していくことが重要である。

少子高齢化時代における中小企業の主な成長戦略（方向性）としては、①人口の年齢構成の変化に着目して高齢者需要の取り込みを図ること、②1人あたりの需要を増加する高付加価値化を目指すこと、③拡大する国外の需要を取り込むこと、などが重要であると考えられる。

□ 国外の成長機会の取り込み

(1) 中小企業の国際化

中小企業においては、アジアを中心に輸出額や海外子会社の保有割合が増加するなど、国際化が進展しているが、その程度は大企業と比較して低く、とりわけ小規模な企業ほど、輸出や直接投資を行う企業の割合が低い。

今後アジアを中心に需要が拡大することが見込まれており、中小企業もアジアを「世界の生産地」としてのみならず、「世界の消費地」として捉え、その需要を取り込んでいくことが必要である。

海外展開をする企業は、国際化をする前から労働生産性が高い傾向にある。そして、輸出や直接投資を開始した後に、労働生産性・従業員数は更に伸びており、国内市場だけを対象とした企業と比べて労働生産性は、2〜3割高い。

国際化を行うには、海外市場の情報収集や現地における販売チャネルの開拓等、様々な企業努力を要するものの、有益な情報入手したり、或いは、現地市場の取り込みやイノベーション等の成果を実現するなど、中小企業の更なる成長にとって国際化が重要な要素の一つであることは確かである。

他方、国際化にあたっては、撤退する時の条件を含め、様々なリスクを想定しなければならぬ。

事前のリスク対策の検討は尽きないが、アジアを中心とした国際経済の発展を利益として取り込むためにも、中小企業は積極的に国際化を行っていくことが重要である。

(2) グローバル経済下の中小企業

貿易の自由化に対し、中小企業の多くは、肯定的な認識をもって受け止めているものの、EPA（経済連携協定）については、十分に認識しておらず、今後もEPAの利用による具体的なメリットや活用方法等をわかりやすく伝えるための取組が必要である。

また、貿易の自由化を推進することは、我が国の付加価値の高い財・サービスを、アジアを中心として成長する世界市場に輸出して、拡大する需要を取り込む好機であり、中小企業の中には付加価値の高い製品を輸出するなど、積極的に取組を行う中小企業も存在することから、今後もこうした取組が拡大することが重要である。

■ ピンチを乗り越えて

リーマン・ショック後の苦境の中でも、「技術の向上に努めて多能工の育成に取り組んだ。」や「教育訓練を行い従業員の意識向上に努めた。」といった危機後を見据えた前向きな声も聞かれた。

我が国経済の回復は、雇用の約7割を支える中小企業の回復なくしてあり得ない。我が国の中小企業が、個々の強みを活かした連携や新事業展開、創業を行うことなどにより、様々な課題に果敢に挑戦し危機を乗り越えていく中で、更なる発展を遂げていくことが期待されている。

なお、平成22年度において講じようとする中小企業施策は、以下の7つの観点から成る。

- ① 中小企業を守る
- ② 雇用を守る
- ③ 仕事を創る
- ④ 魅力を磨き国内外に発信する
- ⑤ 暮らし・地域に潤いを与える
- ⑥ 中小企業の再生・チャレンジを支援する
- ⑦ 経営支援体制の充実を図る

◎ 中小企業白書についての詳細は、経済産業省中小企業庁のHPをご参照下さい。